

## 休眠預金等活用審議会審議参加規程（改正案）

平成 29 年 5 月 22 日  
休眠預金等活用審議会決定  
令和元年 月 日一部改正

休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）における審議の中立性、公正性及び透明性を確保するため、休眠預金等活用審議会運営規則第 8 条に基づき、委員及び専門委員の審議参加規程を次のとおり定める。

（指定活用団体等の役職員等に関する兼職の制限）

- 第 1 条 委員及び専門委員は、指定活用団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 20 条に規定する指定活用団体をいう。以下同じ。）の設立者、評議員、役員、職員又は専門的な知識経験に基づいて必要な助言等を行う者として指定活用団体に参画する者を兼ねてはならない。
- 2 委員及び専門委員は、資金分配団体（法第 19 条第 2 項第 3 号ロに規定する資金分配団体をいう。）又は民間公益活動を行う団体（法第 19 条第 2 項第 3 号イに規定する民間公益活動を行う団体をいう。）の設立者（委員又は専門委員に任命された日以後に設立された団体の設立者に限る。）、評議員、役員若しくはこれらに準ずる者、職員又は専門的な知識経験に基づいて必要な助言等を行う者として資金分配団体若しくは民間公益活動を行う団体に参画する者（報酬等の額や勤務形態等に照らして役員若しくは職員と同視される者に限る。）を兼ねてはならない。

（所属団体等に関する申告）

- 第 2 条 委員及び専門委員は、様式 1 により、任命された日から起算して 3 年以内に所属していた団体及び自らが設立者又はこれに準ずる者となって設立された団体の名称並びに当該団体における役職名及び所属期間等について申告するものとする。また、任命後、新たに団体に所属したとき又は新たに団体の設立者若しくはこれに準ずる者となったときは、速やかにその旨を申告するものとする。なお、再任された委員又は専門委員にあっては、先に委員又は専門委員であった時に申告した内容も含め、申告することとする。

(中立性・公正性に議論が生じるおそれのある事由の申告)

第3条 委員及び専門委員は、利益相反が生じるおそれがある場合をはじめ、審議事項に関する判断又は調査の中立性・公正性の確保に議論が生じるおそれのある事情がある場合には、様式2により、会長に対して申告を行うものとする。

(審議及び議決又は調査からの除斥)

第4条 第2条に基づく申告、前条に基づく申告又はその他の事由により当該審議事項又は調査事項に特別の利害関係を有すると審議会が判断した委員及び専門委員は、当該審議事項の審議及び議決又は当該調査事項の調査に加わることができない。ただし、当該委員及び専門委員の発言が特に必要であると会長が認めた場合に限り、当該委員及び専門委員は意見を述べることができる。

(情報の公開)

第5条 委員の審議及び議決並びに専門委員の調査の参加の可否の取扱いについては、議事録に記録するものとする。

2 委員及び専門委員から提出された申告書は、内閣府ホームページ上において公開する。

附 則

この規定は、平成29年5月22日から施行する。

附 則 (令和元年 月 日)

この規定は、令和元年 月 日から施行する。

**様式1**

申告日:令和〇年〇月〇日

休眠預金等活用審議会  
会長 〇〇 〇〇 殿

所属、役職  
氏 名

印

申 告 書

休眠預金等活用審議会審議参加規程第2条に基づき、以下のとおり申告します。

記

	団体名	役職名	所属期間等	報酬の有無
(例)	(公財)〇〇財団	代表理事(常勤)	〇年〇月〇日～現在	有
(例)	NPO法人〇〇	理事(非常勤)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	無

以 上

申告日：令和〇年〇月〇日

休眠預金等活用審議会  
会長 〇〇 〇〇 殿

所属、役職  
氏 名

印

申 告 書

休眠預金等活用審議会審議参加規程第3条に基づき、以下のとおり申告します。

記

(審議事項に関する判断又は調査の中立性・公正性の確保に議論が生じるおそれのある事由について記載)

以 上

休眠預金等活用審議会審議参加規程（平成 29 年 5 月 22 日休眠預金等活用審議会決定）の一部改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）における審議の中立性、公正性及び透明性を確保するため、休眠預金等活用審議会運営規則第 8 条に基づき、委員及び専門委員の審議参加規程を次のとおり定める。</p> <p><u>（指定活用団体等の役職員等に関する兼職の制限）</u></p> <p><u>第 1 条 委員及び専門委員は、指定活用団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 20 条に規定する指定活用団体をいう。以下同じ。）の設立者、評議員、役員、職員又は専門的な知識経験に基づいて必要な助言等を行う者として指定活用団体に参画する者を兼ねてはならない。</u></p> <p><u>2 委員及び専門委員は、資金分配団体（法第 19 条第 2 項第 3 号ロに規定する資金分配団体をいう。）又は民間公益活動を行う団体（法第 19 条第 2 項第 3 号イに規定する民間公益活動を行う団体をいう。）の設立者（委員又は専門委員に任命された日以後に設立された団体の設立者に限る。）、評議員、役員若しくはこれらに準ずる者、職員又は専門的な知識経験に基づいて必要な助言等を行う者として資金分配団体若しくは民間公益活動を行う団体に参画する者（報酬等の額や勤務形態等に照らして役員若しくは職員と同視される者に限る。）を兼ねて</u></p>	<p>休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）における審議の中立性、公正性及び透明性を確保するため、休眠預金等活用審議会運営規則第八条に基づき、委員及び専門委員の審議参加規程を次のとおり定める。</p> <p><u>（新設）</u></p>

はならない。

(所属団体等に関する申告)

第2条 委員及び専門委員は、様式1により、任命された日から起算して3年以内に所属していた団体及び自らが設立者又はこれに準ずる者となって設立された団体の名称並びに当該団体における役職名及び所属期間等について申告するものとする。また、任命後、新たに団体に所属したとき又は新たに団体の設立者若しくはこれに準ずる者となったときは、速やかにその旨を申告するものとする。なお、再任された委員又は専門委員にあっては、先に委員又は専門委員であった時に申告した内容も含め、申告することとする。

(削除)

(所属団体等に関する申告)

第一条 委員及び専門委員は、様式1により、任命された日から起算して三年以内に所属していた団体の名称及び当該団体における役職名について申告するものとする。また、任命後、新たな団体に所属したときは、速やかにその旨を申告するものとする。なお、再任された委員又は専門委員にあっては、先に委員又は専門委員であった時に申告した内容も含め、申告することとする。

- 2 委員及び専門委員は、所属する団体及び前項により申告した団体が次の各号のいずれかの団体から受けた助成、貸付け、出資（以下「助成等」という。）について申告するものとする。
- 一 指定活用団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第20条に規定する指定活用団体をいう。）
  - 二 資金分配団体（同法第19条第2項第3号ロに規定する資金分配団体をいう。）
  - 三 民間公益活動を行う団体（同法第19条第2項第3号イに規定する民間公益活動を行う団体をいう。）
- 3 委員及び専門委員は、自らが、前項各号のいずれかの団体から受けた賃金、役員報酬その他これに類する収入（以下、「収入等」という。）について申告するものとする。

(中立性・公正性に議論が生じるおそれのある事由の申告)

第3条 委員及び専門委員は、利益相反が生じるおそれがある場合をはじめ、審議事項に関する判断又は調査の中立性・公正性の確保に議論が生じるおそれのある事情がある場合には、様式2により、会長に対して申告を行うものとする。

(審議及び議決又は調査からの除斥)

第4条 第2条に基づく申告、前条に基づく申告又はその他の事由により当該審議事項又は調査事項に特別の利害関係を有すると審議会が判断した委員及び専門委員は、当該審議事項の審議及び議決又は当該調査事項の調査に加わることができない。ただし、当該委員及び専門委員の発言が特に必要であると会長が認めた場合に限り、当該委員及び専門委員は意見を述べることができる。

(情報の公開)

第5条 委員の審議及び議決並びに専門委員の調査の参加の可否の取扱いについては、議事録に記録するものとする。  
2 委員及び専門委員から提出された申告書は、内閣府ホームページ上において公開する。

4 前二項の申告は、毎年度、会長が定める期日までに、当該期日以前3年を経過する日の属する年度内に受けた助成等又は収入等について、様式2により行うこととする。

(中立性・公正性に疑義を生じうる事由の申告)

第二条 委員は、審議事項に関し判断の中立性・公正性に疑義を生じさせるおそれのある事情がある場合には、様式3により、会長に対して申告を行うものとする。

(審議及び議決からの除斥)

第三条 第一条に基づく申告、第二条に基づく申告又はその他の事由により当該審議事項に特別の利害関係を有すると審議会が判断した委員は、当該審議事項の審議及び議決に加わることができない。ただし、当該委員の発言が特に必要であると会長が認めた場合に限り、当該委員は意見を述べることができる。

(情報の公開)

第四条 委員の審議及び議決の参加の可否の取扱いについては、議事録に記録するものとする。  
2 委員及び専門委員から提出された申告書は、内閣府ホームページ上において公開する。